

日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

|                                                           |    |
|-----------------------------------------------------------|----|
| ◎日本環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年四月一日環境省令第十二号）                     | 1  |
| ◎ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十二年六月二十二日環境省令第二十三号） | 13 |
| ◎環境省組織規則（平成十三年一月六日環境省令第一号）                                | 14 |

◎日本環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年四月一日環境省令第十二号）

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現行                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p style="text-align: center;">(福島県内除去土壌等である特定廃棄物の要件)</p> <p>第二条 法第二条第二項第二号の環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 事故由来放射性物質（セシウム百三十四及びセシウム百三十七に限る。以下この号において同じ。）についての放射能濃度を環境大臣が定める方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超えること</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、中間貯蔵が必要であると認められる場合として環境大臣が定める場合に該当すること</p> <p style="text-align: center;">(中間貯蔵に係る福島県の区域)</p> <p>第三条 法第二条第四項の環境省令で定める区域は、次の表のとおり</p> | <p style="text-align: center;">日本環境安全事業株式会社法施行規則</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> |

とする。

一 双葉郡大熊町の区域のうち、熊川の北側端線と一般国道六号線の東側端線との交差点を起点とし、順次同国道の東側端線、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線、海岸線、熊川の北側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地を除く。）

二 双葉郡双葉町の区域のうち、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線と一般国道六号線の東側端線との交差点を起点とし、順次同国道の東側端線、町道下条・細谷線の南側端線、町道久保前・前沖線の東側端線、町道下条・北磯坂線の南側端線、大字新山字蓬田及び大字長塚字谷沢町と大字郡山字長橋との境界線、大字中野字江又と大字郡山字長橋及び字柳町との境界線、大字中野字原田と大字郡山字谷地、字四斗蒔、字島ノ坪及び字大倉田との境界線、大字中野字谷地前と大字郡山字大倉田、字栗崎及び字北磯坂との境界線、大字中野字羽山前と大字郡山字北磯坂との境界線、海岸線、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域（次に掲げる区域を除く。）

イ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地

ロ 大字郡山字長橋百三十番地及び百三十八番地並びに字長橋百三十番地の北側端線に接する区域（字長橋の区域内に存するものに限る。）

ハ 大字郡山字長橋百三十番地の東側端線と大字長塚字谷沢町と大字郡山字長橋との境界線との交差点を起点とし、順次同

境界線、大字郡山字長橋百三十八番地の西側端線、字長橋百三十番地と字長橋百番地との境界線の東側端点と字長橋百三十八番地と字長橋百二十九番地との境界線の西側端点を結ぶ線、字長橋百三十番地の東側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域

二 大字郡山字柳町二十八番地

ホ 大字郡山字柳町二十七番地のうち、字柳町二十八番地と字柳町三十番地との境界線の東側端点と字谷地四十一番地と字谷地三十五番地一との境界線の西側端点を結ぶ線より北側の区域

ヘ 大字郡山字谷地四十一番地

ト 大字郡山字四斗蒔百八十一番地

チ 大字郡山字四斗蒔百八十一番地の東側端線と大字中野字原田と大字郡山字島ノ坪との境界線及び大字中野字谷地前と大字郡山字大倉田との境界線との交差点を起点とし、順次同境界線、大字郡山字栗崎八十一番地の西側端線、字四斗蒔百八十一番地と字四斗蒔百六十三番地二との境界線の東側端点と字栗崎八十一番地と字栗崎六十五番地一との境界線の西側端点を結ぶ線、字四斗蒔百八十一番地の東側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域

リ 大字郡山字栗崎八十一番地

ヌ 大字郡山字北磯坂百十六番地

備考 この表に掲げる区域は、平成二十六年十二月二十四日にお

ける行政区画その他の区域又は道路、河川その他のものによつて表示されたものとする。

(法第七条第一項の事業以外の事業の認可の申請)

第四条 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）は、法第七条第二項の規定により同条第一項の事業以外の事業を営むことの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一～四 （略）

(削る)

(日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の事業以外の事業の認可の申請)

第一条 日本環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）は、日本環境安全事業株式会社法（以下「法」という。）第一条第二項の規定により同条第一項の事業以外の事業を営むことの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一～四 （略）

(新株を引き受ける者の募集の認可の申請)

第二条 会社は、法第四条第二項の規定により新株を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 新株の数（会社が種類株式発行会社であるときは、新株の種類及び数）
- 二 新株の払込金額（新株一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）又はその算定方法
- 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

(削る)

(削る)

- 四 新株と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間
- 五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 六 新株を引き受ける者の募集の方法
- 七 新株を引き受ける者の募集により取得する金額の使途
- 八 新株を引き受ける者の募集の目的

(株式交換株式の交付の認可の申請)

第二条の二 会社は、法第四条第二項の規定により株式交換株式の交付の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 株式交換をする株式会社(以下「株式交換完全子会社」という。)の商号及び住所
- 二 株式交換株式の数(会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- 三 株式交換完全子会社の株主(会社を除く。以下同じ。)に対する株式の割当てに関する事項
- 四 株式交換がその効力を生ずる日
- 五 株式交換に際して株式を交付する目的

(募集新株予約権を引き受ける者の募集の認可の申請)

第二条の三 会社は、法第四条第二項の規定により募集新株予約権を

(削る)

引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 募集新株予約権の内容及び数
- 二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
- 三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。）又はその算定方法
- 四 募集新株予約権を割り当てる日
- 五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日
- 六 株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えようとするときは、その旨及び当該募集新株予約権の引受けの申込みの期日
- 七 募集新株予約権を引き受ける者の募集の目的

(株式交換新株予約権等の交付の認可の申請)

第二条の四 会社は、法第四条第二項の規定により株式交換新株予約権又は株式交換新株予約権付社債の交付の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 株式交換完全子会社の商号及び住所
- 二 株式交換新株予約権の内容及び数又はその算定方法

(削る)

三 株式交換完全子会社の株主に対する新株予約権の割当てに関する事項

四 株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ 会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下「株式交換契約新株予約権」という。）の内容

ロ 株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

五 前号に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の会社の新株予約権の割当てに関する事項

六 株式交換がその効力を生ずる日

七 株式交換に際して新株予約権を交付する目的

(新株予約権の行使により株式を発行した旨の届出)

第二条の五 会社は、法第四条第三項の規定により株式を発行した旨を届け出ようとするときは、次の事項を記載した届出書を環境大臣に提出しなければならない。

一 新株予約権につき、法第四条第二項の認可を受けた日

二 新株予約権の行使により発行した株式の数（会社が種類株式会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）

三 新株予約権の行使に際して払い込まれた金額

(長期借入金の借入れの認可の申請)

第五条 会社は、法第九条の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一〜七 (略)

(代表取締役等の選定等の決議の認可の申請)

第六条 会社は、法第十条の規定により代表取締役若しくは代表執行役の選定又は監査役の選任若しくは監査委員の選定の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に選定又は選任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写し及び選定しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は選任しようとする監査役若しくは選定しようとする監査委員の履歴書を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

2 会社は、法第十条の規定により代表取締役若しくは代表執行役の解職又は監査役の解任若しくは監査委員の解職の決議の認可を受けようとするときは、解職しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は解任しようとする監査役若しくは解職しようとする監査委員の氏名及びその者を解職し、又は解任しようとする理由を記載した申請書に解職又は解任に関する取締役会又は株主総会の議事

四 新株予約権の行使により株式を発行した日

(長期借入金の借入れの認可の申請)

第三条 会社は、法第五条の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一〜七 (略)

(代表取締役等の選定等の決議の認可の申請)

第四条 会社は、法第六条の規定により代表取締役若しくは代表執行役の選定又は監査役の選任若しくは監査委員の選定の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に選定又は選任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写し及び選定しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は選任しようとする監査役若しくは選定しようとする監査委員の履歴書を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

2 会社は、法第六条の規定により代表取締役若しくは代表執行役の解職又は監査役の解任若しくは監査委員の解職の決議の認可を受けようとするときは、解職しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は解任しようとする監査役若しくは解職しようとする監査委員の氏名及びその者を解職し、又は解任しようとする理由を記載した申請書に解職又は解任に関する取締役会又は株主総会の議事

録の写しを添えて、環境大臣に提出しなければならない。

(事業の基本となる事項)

第七条 法第十一条の環境省令で定める事業の基本となる事項は、次に掲げるものとする。

一〜八 (略)

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画の軽微な変更)

第八条 法第十一条の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更以外の変更とする。

一〜五 (略)

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画の認可の申請)

第九条 会社は、法第十一条の規定によりポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画の認可を受けようとするときは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 会社は、法第十一条後段の規定によりポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(事業計画の認可の申請)

録の写しを添えて、環境大臣に提出しなければならない。

(事業の基本となる事項)

第五条 法第七条の環境省令で定める事業の基本となる事項は、次に掲げるものとする。

一〜八 (略)

(事業基本計画の軽微な変更)

第六条 法第七条の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更以外の変更とする。

一〜五 (略)

(事業基本計画の認可の申請)

第七条 会社は、法第七条の規定により事業基本計画の認可を受けようとするときは、事業基本計画を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 会社は、法第七条後段の規定により事業基本計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(事業計画の認可の申請)

第十条 会社は、法第十二条の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支計画書を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業計画は、法第七条第一項及び第二項の事業について、その実施の方法及び所要資金の額を明らかにしたものでなければならない。

3 会社は、法第十二条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支計画書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

(重要な財産)

第十一条 法第十三条の環境省令で定める重要な財産は、土地及び建物とする。

(重要な財産の譲渡等の認可の申請)

第十二条 会社は、法第十三条の規定により重要な財産の譲渡の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境

第八条 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下この条において「新会社」という。）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（以下この条において「新法」という。）第十二条の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支計画書を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業計画は、新法第七条第一項及び第二項の事業について、その実施の方法及び所要資金の額を明らかにしたものでなければならない。

3 新会社は、新法第十二条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支計画書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

(重要な財産)

第九条 法第九条の主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物とする。

(重要な財産の譲渡等の認可の申請)

第十条 会社は、法第九条の規定により重要な財産の譲渡の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣

大臣に提出しなければならない。

一〇六 (略)

- 2 会社は、法第十三条の規定により重要な財産を担保に供することの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一〇六 (略)

(定款の変更の決議の認可の申請)

第十三条 会社は、法第十四条の規定により定款の変更の決議の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に定款の変更に関する株主総会の議事録の写しを添えて、環境大臣に提出しなければならない。

(剰余金の処分の決議の認可の申請)

第十四条 会社は、法第十四条の規定により剰余金の処分(損失の処理を除く。以下同じ。)の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の総額及びその処分の内訳を記載した申請書に剰余金の処分に関する株主総会の議事録の写しを添えて、環境大臣に提出しなければならない。

(合併、分割又は解散の決議の認可の申請)

第十五条 会社は、法第十四条の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項(解散の決議の

に提出しなければならない。

一〇六 (略)

- 2 会社は、法第九条の規定により重要な財産を担保に供することの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一〇六 (略)

(定款の変更の決議の認可の申請)

第十一条 会社は、法第十条の規定により定款の変更の決議の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に定款の変更に関する株主総会の議事録の写しを添えて、環境大臣に提出しなければならない。

(剰余金の処分の決議の認可の申請)

第十二条 会社は、法第十条の規定により剰余金の処分(損失の処理を除く。以下同じ。)の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の総額及びその処分の内訳を記載した申請書に剰余金の処分に関する株主総会の議事録の写しを添えて、環境大臣に提出しなければならない。

(合併、分割又は解散の決議の認可の申請)

第十三条 会社は、法第十条の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項(解散の決議の認

認可を受けようとする場合にあつては、第一号、第四号及び第五号に規定する事項に限る。)を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 前項の申請書には、次の書類(解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号の書類に限る。)を添えなければならない。

一 五 (略)

(立入検査の証明書)

~~第十六条 法第十九条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。~~

~~(中間貯蔵に係る事業の実施に関する書類の保存)~~

~~第十七条 会社は、中間貯蔵に係る事業の実施に関する重要な書類を、中間貯蔵が開始された日から三十年間保存しなければならない。~~

可を受けようとする場合にあつては、第一号、第四号及び第五号に規定する事項に限る。)を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 前項の申請書には、次の書類(解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号の書類に限る。)を添えなければならない。

一 五 (略)

(立入検査の証明書)

~~第十四条 法第十四条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。~~

(新規)

◎ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年六月二十二日環境省令第二十二号）

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                    | 現 行                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(譲渡し及び譲受けの制限)</p> <p>第八条 法第十一条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合であつて、次に掲げる場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>中間貯蔵・環境安全事業株式会社</u>に譲り渡す場合</p> <p>ハ <u>中間貯蔵・環境安全事業株式会社</u>が譲り受ける場合</p> <p>六 (略)</p> | <p>(譲渡し及び譲受けの制限)</p> <p>第八条 法第十一条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合であつて、次に掲げる場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>日本環境安全事業株式会社</u>に譲り渡す場合</p> <p>ハ <u>日本環境安全事業株式会社</u>が譲り受ける場合</p> <p>六 (略)</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(循環型社会推進室及びリサイクル推進室)</p> <p>第四条 廃棄物・リサイクル対策部企画課に、循環型社会推進室及びリサイクル推進室を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 リサイクル推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の排出の抑制及び適正な処理に関する事（廃棄物の再生に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事並びに独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の行う業務に関する事を除く。）に限る。）。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 (略)</p> | <p>(循環型社会推進室及びリサイクル推進室)</p> <p>第四条 廃棄物・リサイクル対策部企画課に、循環型社会推進室及びリサイクル推進室を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 リサイクル推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の排出の抑制及び適正な処理に関する事（廃棄物の再生に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事並びに独立行政法人環境再生保全機構及び日本環境安全事業株式会社）の行う業務に関する事を除く。）に限る。）。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 (略)</p> |
| <p>(閉鎖性海域対策室及び海洋環境室)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 閉鎖性海域対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関する事並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの</p>                                                                                                                                                 | <p>(閉鎖性海域対策室及び海洋環境室)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 閉鎖性海域対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関する事並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの</p>                                                                                                                                              |

基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の所掌に属するもの、発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの及び次に掲げる事務を除く。）に限る。次条第三項第四号において「令第六条第十七号事務」という。）のうち閉鎖性海域に係るもの

イ〜ハ （略）

3・4 （略）

（農業環境管理室及び地下水・地盤環境室）

第十九条 （略）

2 （略）

3 地下水・地盤環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 （略）

四 前二号に掲げるもののほか、令第六条第十七号事務のうち環境の構成要素としての地下水及び地盤に係るもの

4・5 （略）

基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の所掌に属するもの、発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの及び次に掲げる事務を除く。）に限る。次条第三項第三号において「令第六条第十五号事務」という。）のうち閉鎖性海域に係るもの

イ〜ハ （略）

3・4 （略）

（農業環境管理室及び地下水・地盤環境室）

第十九条 （略）

2 （略）

3 地下水・地盤環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 （略）

四 前二号に掲げるもののほか、令第六条第十五号事務のうち環境の構成要素としての地下水及び地盤に係るもの

4・5 （略）